# 特定非営利活動法人 りんご会 りんごの木利用規定

## 趣旨

第 1 条 特定非営利活動法人りんご会が運営する地域活動支援センターりんご の木(以下りんごの木とします)の利用については、この規定の定め るところによります。

### 目的

第2条 りんごの木は、精神的な病から回復及びその途上にあり、将来就労等を 希望する人に対して必要な訓練・指導を行い、生活リズムの回復や自活 の促進を図る事を目指して運営します。

#### 利用対象者

第3条 精神的な病から回復及び途上にある人で、りんごの木の利用を希望し、 市内に在住、精神科医療の継続、主治医の了解、そして利用契約に合意 した人を対象とします。

## 体験通所

- 第4条 利用にあたっては、見学・1 日体験を経た上で、りんごの木の状況を理解 することを目的に体験通所を行うこととします。
  - 2.期間は概ね1ヶ月とします。但し他施設の通所体験や個々の状況により異なります。
  - 3.体験通所開始時に次の書類を提出します。 通所者プロフィール(各区福祉保健センター担当職員) 体験通所申込書(本人)
  - 4.体験通所に伴う費用は、体験通所者が実費負担します。

### 正式通所

第5条 体験通所終了後、りんごの木の利用を希望する人は戸塚区及び利用者 居住区の福祉保健センター担当職員・家族・関連機関・りんごの木職員 により正式通所に当たっての面談を実施し、その可否については施設長 が決定します。

## 利用契約

第6条 正式通所の際に利用者本人とりんごの木との間で利用契約を締結します。

なお、利用契約に先立ち以下の文書についての合意を得ます。

ア、りんごの木 運営規定

イ、りんごの木 利用規定

ウ、りんごの木 重要事項説明書

又、利用者には利用契約書・主治医の意見書を提出してもらいます。

## 契約の期間と更新

第7条 この契約は締結日から3年間とします。なお、契約終了後も通所を希望する時は更新することができます。

#### 個別援助について

- 第8条 施設長は利用者の希望や状況を踏まえた上で、利用者の個別援助計画 を作成し、これに基づいた援助を実施します。
  - 2.施設長及び職員は、毎年1回、次年度に向けての個別援助計画を検討する ため利用者との面談を行います。

## 通所の停止

第9条 施設長は、利用者の状況変化やりんごの木でのトラブルなど、通所が適当でないと判断した場合、一定期間の通所停止を求めることがあります。この場合施設長は、速やかに理事長への経過報告と、関連機関・嘱託医との協議をおこないます。

#### 契約の終了

- 第10条 施設長は、次の場合に契約を終了します。
  - (1) 利用者から退所の申し出があった時。
  - (2) 利用者とりんごの木との協議の結果、りんごの木を利用する必要がなくなったと認めた時。

# 契約の解除

- 第 11 条 施設長は、次の場合に契約を解除します。尚、解除の際には関連機関・ 嘱託医と充分な協議を行った上で判断します。
  - (1) 利用者の状況の変化等により利用を継続することが困難な状況になった時。
  - (2) 利用者が重要事項説明書に定める「当施設を利用する際に守ってもらいたいこと」を著しく逸脱した時。

## 開所時間

第12条 開所時間は、原則として月曜から金曜の午前8時45分から午後4時45分(利用者の帰宅時間は4時00分)までとします。

休日

- 第13条 休日は、次の通りとします。但し特別の事情により他の日に振り替えることがあります。
  - (1) 土曜日・日曜日
  - (2) 国民の祝日
  - (3) 夏休み 数日間
  - (4) 冬休み 12月28日から1月3日まで

利用料

第14条 現在(2015年4月)はりんごの木を利用するにあたっての費用の 負担はありません。しかし、将来的に障害者総合支援法による就労事 業系への移行や、運営面での必要性が生じた時には利用料を徴収する こともあります。

なお、行事費については従来通り実費を徴収します。

工賃

- 第15条 工賃は、その月の作業収入より必要経費を引いた額を現金により支払います。
  - 2. 支払いは、原則として翌月の第一金曜日に支払います。
  - 3.工賃の配分方法は別途定め、支払明細はその都度説明を行います。
  - 4.利用者本人に対し、工賃の支払いが困難なまま1年間経過した場合、りんごの木会計に雑収入として繰り入れます。

委任

第 16 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、特定非営利活動法人 りんご会 理事会に諮り、代表理事が別に定めます。

利用規程の改廃

第17条 この規程の改廃については、理事会において決定します。

付則

- この規程は2012年4月1日から施行する。
- 一部変更 2015年4月1日(第14条 利用料)
- 一部変更 2020 年 4 月 1 日 (第 12 条 開所時間)

特定非営利活動法人 りんご会りんごの木

利 用 規 定